

空き店舗活用事業奨励金を活用ください

市は商業の振興を図るため、空き店舗活用事業奨励金を交付しています。

下野市内に出店をお考えの事業者の皆様、是非ともこの制度をご活用ください。

空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転や閉店等により閉鎖され、3か月以上事業の用に供されていない店舗

交付額

・事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料の2分の1に相当する額

・限度額は60万円

・奨励金は6か月ごとに交付

対象区域 市内全域

奨励金受給資格の認定申請

奨励金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、資格認定申請書を記入のうえ、事業開始後2か月以内までに必要書類を添えて提出し、奨励金受給資格者の認定を受けてください。

認定の要件

- (1) 市内において空き店舗を賃借して事業を開始する方
- (2) 1年以上営業を継続できる方
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む方
- (4) 市税等を完納している方
- (5) 市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのない方

認定の通知

申請後、審査を行い、奨励金受給資格を認定したときは、認定書により通知いたします。

受給資格認定後から奨励金の交付まで

- ① 奨励金受給資格を認定された方（認定者）は、事業開始の月から6か月経過した後及び1年を経過した後、奨励金の交付を申請します。
- ② 奨励金の交付決定を受けた認定者は、請求書を提出します。
- ③ 認定者に奨励金が交付されます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ先

商工観光課
（南河内図書館2階）
☎（48）2112

農地台帳を公表します

農地法の改正により、農地台帳及び農地に関する地図を公表することになりました。本年4月1日から農地台帳の情報を次のとおり公表しています。

インターネットでの公表

農地情報公開システム（愛称「全国農地ナビ」
<http://www.aisac.jp/>）

を利用して、次の情報を閲覧することができます。

- ・農地の地番・地目・面積
- ・農振法等の地域区分
- ・賃借権等の種類・存続期間
- ・農地中間管理機構の中間管理権の設定状況 ほか

農業委員会窓口での閲覧または交付申請

「農地台帳閲覧請求書」または「農地台帳記録事項要約書交付請求書」（農業委員会事務局に備え付けてあります。）により請求してください。

れる情報のほか、次の情報を閲覧できます。

- ・所有者の氏名・名称
- ・賃借人等の氏名・名称
- ・耕作者の氏名・名称

問い合わせ先

下野市農業委員会事務局
☎（48）2116

下野市雇用奨励金交付制度について

雇用機会の増大と雇用の安定化を図るため、市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に奨励金が交付されます。

受給対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する事業主。

- (1) 雇用保険適用の事業主
- (2) 1週間当たりの所定労働時間、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者（パートタイマーを除く）として期間を定めず、6か月以上常用雇用している事業主
- (3) 対象労働者に対する雇用保険、健康保険、厚生年金に加入している事業主

(4) 対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主

(5) 市税等に滞納がない事業主

対象労働者

下野市内に住所を有し公共職業安定所の紹介を受けた離職者や、身体障がい者手帳1・2級に該当する方など。（ただし、事業主の2親等以内の者を除く。）

交付対象期間

対象労働者の雇用を開始した日から起算して6か月を経過する日から6か月以内

交付額

1人につき 20万円
（同一年度内で同一事業主に交付できる額は、100万円まで）

※提出書類について

ホームページをご覧ください。合わせください。

申し込み・問い合わせ先

商工観光課
（南河内図書館2階）
☎（48）2112